

○つくばみらい市立学校給食センター条例

平成18年3月27日

条例第115号

(設置)

第1条 つくばみらい市立小学校、中学校及び幼稚園の学校給食を適正かつ円滑に実施するため、調理等の業務を一括処理する施設として、つくばみらい市立学校給食センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
つくばみらい市立伊奈学校給食センター	つくばみらい市弥柳1187番地1
つくばみらい市立谷和原学校給食センター	つくばみらい市古川861番地2

(センターの業務)

第3条 センターは、前条に規定する設置の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 学校給食の献立作成
- (2) 学校給食用物資の購入
- (3) 学校給食の調理
- (4) 学校給食の配送、運搬
- (5) 児童生徒への栄養指導等
- (6) その他学校給食の運営に必要な業務

(職員)

第4条 センターに事務職員、技術職員その他所要の職員を置く。

(運営委員会の設置)

第5条 センターの管理運営に関し、つくばみらい市教育委員会の諮問に応じ、次の事項を審議するため、つくばみらい市立学校給食センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) 給食費に関すること。
- (2) 施設、設備等の管理改善に関すること。
- (3) 給食物資の購入に関すること。
- (4) 調理、献立等調査研究に関すること。
- (5) その他管理運営に関すること。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年3月27日から施行する。